

令和5年度 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 初級パラスポーツ指導員養成講習会 実施要項

1. 目的 地域、スポーツ施設、団体および学校等において、障害者スポーツの普及・指導の核となるパラスポーツ指導員の養成を行い、障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。
2. 主催 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会
3. 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会
4. 実施日 ① 講習 令和5年7月15日(土)、7月16日(日)、7月17日(祝・月)
② 実習 「障がいのある人との交流」
全日程の受講に加え、以下のスペシャルスポーツの広場に係員として、下記会場にて1回の参加が必要になります。
令和5年8月26日(土)～令和6年1月13日(土)までの
スペシャルスポーツの広場(10:00～12:30)
 - ・ 長浜市長浜伊香ツインアリーナ : ① 8/26(土)
 - ・ 高島市安曇川総合体育館 : ② 11/11(土)
 - ・ 彦根市プロシードアリーナHIKONE : ③ 12/2(土)
 - ・ 栗東市栗東市民体育館 : ④ R6/1/13(土)
5. 講習会場 滋賀県立障害者福祉センター
(草津市笠山八丁目5-130 電話077-564-7327)
6. 受講資格 ①滋賀県内に在住、在勤、在学の18才以上(令和5年4月1日現在)の方で、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の発展・振興に意欲を持つ方。
ただし、学生の方は、すでにパラスポーツパートナーに登録されて、ボランティア活動の実績がある方に限らせていただきます。なお、パラスポーツ指導者資格取得認定校で資格取得に向け、履修している方は受講できません。
②修了者については「公益財団法人日本パラスポーツ協会初級パラスポーツ指導員」および「一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会パラスポーツパートナー」の両方に登録し、障害者スポーツイベント等に協力が可能な方。
③受講当日、無断欠席をされない方。
7. 定員 42名 (定員を超える場合は抽選とする)
8. 受講料 無料
但し、公益財団法人日本パラスポーツ協会初級パラスポーツ指導員の申請登録費(9,300円)と、一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会パラスポーツパートナー会費(年会費1,000円※1)の合計10,300円を最終日に徴収する。
※令和5年度パラスポーツパートナー未登録の場合のみ徴収する。

9. 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、令和5年6月16日（金）までに、下記まで郵送または、FAXすること。
※FAXの場合は送信後、必ず着信の確認をすること。

申込先 〒520-0807
大津市松本一丁目2-20 農業教育情報センター内
（一社）滋賀県障害者スポーツ協会事務局（担当 佐々木）
TEL 077-522-6000 FAX 077-521-8118

10. 講習内容 「初級パラスポーツ指導員養成講習会 日程」による

11. その他
- ① 全課程修了者に修了証を授与する。
 - ② 修了には3日間全講義の受講と、2時間の実習「障がいのある人との交流」が必要となる。
（1講義でも遅刻・欠席した場合は修了できない）
 - ③ 昼食、筆記用具を持参すること。
※実技実施日は、トレーニングウェア・体育館シューズ等も必ず持参すること。
 - ④ 参加者には、傷害保険を主催者において一括加入いたします。
 - ⑤ 必ずマスクをご持参ください。必要に応じて着用していただきます。